

5期第2回さいたま市消費生活審議会

期 日	平成 27 年 1 月 26 日 (月)
場 所	さいたま市役所
会 議 時 間	開会 午前 10 時 00 分 ~ 閉会 午前 11 時 23 分
出 席 委 員	会長 松苗 弘幸 委員 中村 弘毅 江森 信行 吉川 尚彦 廣田 美子 笠原 朝子 石田 恆子 池上 憲二 滝澤 玲子 柳川 淑子
欠 席 委 員	宮西 陽子 亀崎 美苗 渋谷喜代司 渡部 貞一 鈴木 正美
日 程	1 開会 2 議題 (1) さいたま市における消費者教育の進め方について (2) その他 9 閉会
配 付 資 料	・ 次第・委員名簿 ・ 座席表 ・ 平成 25 年消費生活相談状況補足資料 (高齢者相談) 【事前配布資料】 参考資料 1 : 消費者教育の推進に関する法律の概要 参考資料 2 : 消費者教育の推進に関する法律 (条文) 参考資料 3 : 消費者教育推進地域協議会設置状況 (消費者庁サイト) 参考資料 4 : 政令市における消費者教育推進地域協議会の設置状況 参考資料 5 : 平成 26 年度消費者教育実施状況調査結果
傍 聴 人	1 人
会 議 録	別添のとおり
出 席 職 員	市民・スポーツ文化局長 野間 薫 市民生活部長 宮野 稔 (幹事) 消費生活総合センター所長 小池亮太郎 (書記) 消費生活総合センター所長補佐 柳 潤子 消費生活総合センター消費生活係長 川島 朋之 消費生活総合センター消費生活係主任 功刀 郷子 消費生活総合センター消費生活係主任 吉田雄一郎

5期第2回さいたま市消費生活審議会 会議録

平成27年1月26日(月)

開 議 (午前10時00分)

○消費生活係長

[開会のあいさつ]

会長選出まで事務局にて進行します。委員15人中10人出席で過半数達しているため会議を開くことができます。「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針」により原則公開で、会議の開催結果および議事録を作成し、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開いたします。

[職員の紹介]

市民・スポーツ文化局長 野間、市民生活部長 宮野、消費生活総合センター所長 小池、消費生活総合センター所長補佐兼相談支援係長事務取扱い 柳、消費生活総合センター消費生活係主任 切刀、同消費生活係主任 吉田、消費生活総合センター消費生活係長 川島

[市民・スポーツ文化局長あいさつ]

おはようございます。本日はお忙しい中また天気の良い中、ご出席賜りましてありがとうございます。今回の審議会では、さいたま市における消費者教育の進め方を議題として取り上げています。さいたま市では従来より消費者教育に取り組んでいますが、既存の枠を上回るような成果を上げるためには、委員の皆様からの専門的な見地に基づくご意見や、市役所の職員では思いつかない、それぞれの立場からの斬新なご発想・ご提案が不可欠です。こうしたご意見を消費者行政に反映させることで、市民がより安心して暮らせるさいたま市が実現されると考えております。是非この審議会におきまして皆様からの忌憚のないご意見を賜り、活発な議論の場となるようご協力をお願いさせていただきまして、簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。よろしく願いたします。

[資料の確認]

次第、委員名簿、座席表、平成25年度消費生活相談状況補足資料(高齢者相談)、事前配布資料(参考資料1から参考資料5)

条例施行規則第35条の規定により、「議長の職」を務める会長に以後の進行を会長にお願いします。

○松苗弘幸会長 みなさんおはようございます。本日は先程局長からのごあいさつにもございましたが、消費者教育について議論するというのが議題になっております。この分野は従前のさいたま市の基本計画を作る際にも、委員の皆様から非常に関心の高い分野であったと記憶しております。それを具体的に進めていく議題でもありますので、是非皆さんから多方面からのご意見をいただきたいと思っておりますので、本日はよろしく願いたします。

それでは、議事を進めてまいります。

傍聴者はいらっしゃいますか。

○消費生活係長 傍聴者1人ございます。

○松苗弘幸会長 傍聴申請を許可することで、よろしいでしょうか。

○各委員 [了承]

○松苗弘幸会長 傍聴者を案内してください。

○事務局 [傍聴者の案内]

○松苗弘幸会長 では最初に議事録の作成に係わる委員の指名を行います。私のほか、「吉川委員」と「石田委員」をお願いします。よろしいでしょうか。

○両委員 承諾

○他の委員 賛同

○松苗弘幸会長 では両委員には、審議会を代表して事務局作成の議事録につき内容等確認の上、承認の署名をよろしく願いいたします。

議題(1)「さいたま市における消費者教育の進め方について」事務局からの説明をお願いいたします。

○消費生活総合センター所長 議題1について、説明。

事前のお願いのとおり、消費者教育推進地域協議会の設置についてご意見をいただきたい。さいたま市消費生活基本計画において、消費者教育の推進を3つの重点の1つとしており、この施策の1つとして、消費者教育推進法に対応して、消費者教育推進地域協議会の設置・運営することを掲げています。消費者教育推進法では、この地域協議会を組織することが努力義務とされているところで、さいたま市としては、審議会委員の皆様のご意見をうかがって方向性を決め、組織化を進めていきたいと考えています。方法として、次の3つのパターンを事務局として考えています。

1. 現行の審議会をベースにして、この部会等の位置付けとして、または審議会自体を地域協議会とみなすことで組織する。
2. さいたま市役所内の消費者行政に関係する機関で構成されている、さいたま市消費者行政庁内連絡会議をベースにして、この部会等の位置付けで組織する。
3. 既存の組織をベースとせず、まったく新たな枠組みとして組織する。

このうちいずれを採用すべきか、追加等を含めた最終的なメンバー構成をどうするか、本日こ

の審議会の場で皆様にご意見をうかがいたい。

消費者教育推進法では、市町村消費者教育推進計画の策定も努力義務とされており、これも消費生活基本計画で施策に掲げています。地域協議会が設置された場合、推進計画の策定と進捗状況の確認等が地域協議会としての大きな協議事項になると考えております。推進計画は、さいたま市の消費者教育推進の方向性をどうしていくかを示していくこととなりますので、この消費者教育推進の方向性についても、この機会にご意見を拝聴したいと存じます。

以上で説明を終了します。

○松苗弘幸会長 可能であれば、事務局より参考資料4について、市町村のレベルでの設置状況について補足説明いただきたい。

○消費生活係長 参考資料4をご覧ください。地域協議会の設置については各自治体でも懸案事項となっていると聞いています。新たに作るのか、既存の審議会等を利用するのかがですが、消費者庁サイトで設置済みとされている政令市では、東京都などは既存の審議会の部会として組織化、既存の審議会そのものを地域協議会とするところは資料に（本会）と記した自治体や括弧書きのない自治体になります。部会として対応しているところが多い現状です。資料の2は未設置政令市の方向性ですが、検討中のところ、既存審議会に教育関係者を追加するところなど、自治体ごとにさまざまな対応が検討されています。

○松苗弘幸会長 審議会そのものや部会であれば、当然みなさまに今後関わっていただくことになると思います。その点も含めていかがでしょうか。

[意見等の確認] 江森委員。

○江森信行委員 3つのパターンがありますが、2の庁内連絡会議は川崎市の検討案と似ているのかと推測されますが、庁内連絡会議の構成について事務局に教えていただきたい。

○松苗弘幸会長 [事務局に回答依頼]

○消費生活係長 庁内連絡会議は平成21年に消費者行政推進のために設置したもので、メンバー構成は、消費生活総合センターをはじめ、ICT政策課、交通防犯課、健康増進課、食品安全推進課、食肉衛生検査所、福祉総務課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、地域保健支援課、環境総務課、経済政策課、など、全部で30近い課があります。後ほど資料をお渡しします。

○松苗弘幸会長 廣田委員どうぞ。

○廣田美子委員 さいたま市役所内の各課の連絡会と考えていいですか。

○消費生活係長 その通りです。

○**廣田美子委員** さいたま市以外の他の団体等が入っていないのですね。

○**松苗弘幸会長** 私からも補足質問で、各課出席して直接対面しての会議が開催できているのか、それともメーリング等の連絡手段を利用しているのか、開催頻度はどのくらいか。

○**消費生活係長** 開催頻度は年2回。ほとんどの課が参加しています。取り扱っている議題例としては、今後どのような消費者問題がさいたま市で生じることが考えられるかということで、火災警報器の設置義務付けに関連した訪問販売等のトラブル、市役所職員になりすました詐欺的被害などの事例を挙げ、情報・意見交換等を行うなどしています。

○**松苗弘幸会長** (柳川委員) どうぞ。

○**柳川淑子委員** 教育関係は入っていますか。

○**消費生活係長** 教育委員会では、指導1課、指導2課、高校教育課、健康教育課、教育研究所、生涯学習振興課、生涯学習総合センターの課所長・副館長が参加しています。

○**柳川淑子委員** 学校の先生はいかがですか。

○**消費生活係長** 学校の先生は入っていません。各課の課長になっています。

○**松苗弘幸会長** (石田委員) どうぞ。

○**石田恆子委員** 審議会(部会)とあるのは、審議会の中の人たちだけで構成する部会なのか、それ以外の人も入っているのか。

○**松苗弘幸会長** 関連して、各自治体での部会の状況と、さいたま市で部会とした場合に審議会以外のものが現行条例の中で部会に入ることができるのかも含めてご回答いただきたい。

○**消費生活係長** 部会については消費生活条例第37条で定められており、現在消費者被害救済部会が設置されていますが、第37条第2項に「それ以外特定事項を調査審議するため必要がある時は、部会を置くことができる」と規定されています。これに関して施行規則には、「部会に属すべき委員は、委員の中から会長が指名する。」とあります。ただ、「会長は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、部会に専門委員を選出し指名することができる。」とありますので、例えば庁内の教育部門の者を呼ぶのは必要に応じて可能だと思われます。委員構成は条文上このように規定されています。

○**松苗弘幸会長** 石田委員の質問にありました、各地での状況ではどのようになっていますか。

○消費生活係長 消費生活条例自体がどの自治体も同じような条文になっていますので、原則委員の中から会長が指名して構成されるようになっていいると思われます。事前に配布した参考資料3のとおり、協議会の設置は政令市レベルではまだ4政令市のみで、まだ検討中のところが多い状況です。また、資料で示した京都市、神戸市のとおり、教育関係者が新たに参画というところでは、まだ確認していませんが、審議会委員に新たに委嘱したのではないかと思われます。

○松苗弘幸会長 審議会そのものとした場合に構成メンバーをどうするか、部会にした場合は部会単位での追加になると思われますが、そうした議論も必要ではないかと思われます。

〔他の意見等確認〕（池上委員）どうぞ。

○池上憲二委員 協議会の主な役割は、教育推進計画のとりまとめと進捗状況確認の2つですかね。

○消費生活総合センター所長 この法律の目的の中には、構成員相互の情報交換・調整などにより、協力して効果的な推進をしていくという考え方もあります。構成として、消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等で構成されるのが法律の趣旨なので、市だけではできないと思われます。

○池上憲二委員 サブ的な役割等あると思われますが、この協議会にはどの程度まで権限を持たせることができるのかということと、実際やるとなったら年何回くらい開催を想定しているのか、お聞きしたい。

○松苗弘幸会長 事務局のイメージ図がどうか、他の情報でも結構です。

○消費生活係長 頻度では、昨年度消費生活基本計画を審議した回数より少ないと思われます。基本計画の際は実質5回、6回の策定につき審議していただいた経緯があります。今回の消費者教育推進計画は、現段階でスタートラインに立つ関係もありますが、基本計画の頻度ほどではないと想定してあります。

○松苗弘幸会長 池上委員どうぞ。

○池上憲二委員 消費生活基本計画は第1期があつて、2期目であつたため、ベースがあつてできたんですね。ところが今回はまったくないところから作っていくということになると、そんな安易ではないのではないかというのが1つ。それから権限はどこまで持てるのか、ということの2つ。

○松苗弘幸会長 事務局の方で、どうぞ。

○消費生活係長 頻度では、予算面での対応もありますが、前回基本計画策定時と同じ頻度での話をしていきます。ただ、内容的に協議会で相当の議論を尽くすということになれば回数は増えると思います。もう1つ権限ですが、消費者教育推進計画の関係はすべて協議会で決定していくということですので、これが第一義と思います。

○池上憲二委員 ということは、恐らく参考資料5にあるように、関係各課から消費者教育の状況報告があって、それをとりまとめて全体的な大きな目標・方針を決めていくということだと思っておりますが、各課からの報告に対して、「こんなのではダメだ」まで言える権限はあるのですかね。他の委員会にも出ているのですが、例えば消費生活センターが直接実施する施策はいいのですが、それ以外については「何とか意見を言ってみます」で終わってしまうのがほとんどです。そこまで言えるだけの権限を持たせることができる協議会なのかどうか、お聞きしておきたい。

○松苗弘幸会長 事務局の方で、どうぞ。

○消費生活係長 もちろん、意見はどんどん言っていただいて構いません。事務局側でそれを取りまとめて、所管課に伝えることは問題ありません。ただ、それに対する対応は所管課の判断になりますので、その点はご了承ください。

○松苗弘幸会長 補足をさせていただきますと、推進計画を作るにあたっては、まず国の方で基本方針を出しています。基本方針の中である程度対応に関して定めているところがあり、区分に応じて各自治体に依拠して実際にどのような対応になっていくかという流れになると思いますので、まったくないところから作ってという訳ではないと思います。あと、第1期基本計画策定時に私も関与させていただいており、ノウハウを生かすことができると思います。先程の権限に関しては、この審議会は基本計画に関しても各部署に対して意見を言うことができるところで、もし本当に委員から見て問題と思われるところは、審議会として総出を挙げて強い意見を言わなければいけない。それに対して行政側が対応してくれないのであれば、なお強い意見を言うあるいは行動に移すという機会があるのかなと思っていますので、むしろみなさんが、そういった厳しい目で意見を言っていただければ幸いです。

〔他の意見等確認〕江森委員どうぞ。

○江森信行委員 協議会の設置については後ろ向きではありません。基本計画にも重要施策として載っていますので、これは作るべきだと思います。冒頭で庁内連絡会議の構成につき質問したのは、庁内連絡会議と協議会との違いが明確にできるのか、また構成員には庁外の団体等が入るのが望ましいと思うのですが、現在協議会設置済みの政令市は4か所のみで、参考となるものが少なく、基本計画の期間を踏まえると、もう少し他自治体の事例が出てから検討してもいいのではないのでしょうか。また、3つの案の中で、事務局として望ましいと考えている案があるのかどうか、教えていただきたい。

○松苗弘幸会長 1点目は、庁内連絡会議は内部的なものなので、対外的な位置付けをどう考えているのか。率直に3パターンの中で事務局の方で今後の進行案を含めてイメージ図があるのか伺いたいという趣旨と承りましたが、いかがでしょうか。

○消費生活総合センター所長 内部で方向性についての話し合いは設けていない状況です。個人的には、法律の中で消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センターと謳われているので、この中では教育の部分が弱いと思いますので、さいたま市の教育の指導的な立場である部署や市の教育の企画をしている部署や研究をしている部署もありますので、そうしたところを含めれば網羅されるのかと思います。進め方についてですが、消費者教育では幼児から成人・高齢者までどういった形で消費者教育を進めていくのかは、庁内で現行の洗い出しをして弱いところを充足していけば全体像ができるのかなと、個人的に思っているところです。

○消費生活係長 事務局としては3つのパターンの中では、1の現行の審議会をベースにして、この部会等の位置付け、または審議会自体を地域協議会とみなすという方法が最善ではないかと考えています。理由は、今の審議会の構成メンバーが、消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センターのすべてを網羅しているためです。審議会自体を協議会とすればこの場で協議も可能かと思われます。また部会等を設置するのであれば、そのメンバーを会長から指名していただいてという流れもできると思います。事務局としては、審議会自体を協議会とするのが、最も消費者教育を考えていくのにふさわしい組織ではないかと考えています。

○松苗弘幸会長 審議会の開催時期等、次年度以降のスケジュールとしてイメージ図は持っていますか。

○消費生活係長 池上委員さんからも話が出ましたが、内容によっては2か月もしくは3か月に一度なり開催が望ましいのですが、都度の意見の取りまとめや所管への反映等を考慮すると、相応の期間が必要になるので、回数で言えば年3回から4回になるかと思います。最終的には計画の策定が目標になりますので、可能であれば28年度から計画開始が望ましいのかなと考えていますが、検討状況に応じてとりまとめが難しくなることは想定されます。

○松苗弘幸会長 私も関わったことがないので、分り得ぬところではありますが、それ故に、さいたま市として、いつどのタイミングで協議会を作って、計画策定の議論に入るのか、ということが関わってくるものと思います。事務局からは審議会ベースを考えているということですが、今までの議論でも審議会ベースの場合、教育関係者やその他の部署をどのように議論に加え、どう指揮していくのが問題になります。他方で庁内連絡会議の場合、関係性の少ない部署が入った大きな組織であり、庁内以外の意見をどう反映させるのかという問題があります。既存組織のない、まったく新しい組織では、構成メンバーをどうするか、組織づくりが可能なのかという問題があります。それぞれメリットもあればデメリットもあり、これを踏まえて、こういった形がいいのではないか、というご意見をいただきつつ、とりまとめをしていきますが、いかがでしょうか。

池上委員どうぞ。

○池上委員 協議会の概要や開催頻度は大凡わかってきました。審議会の部会でやることの一番いいところは、関係機関だけが集まっていて、既に計画を作っているノウハウがあること。問題点は、外の人を入れるのに少々ハードルがあると思われます。庁内連絡会議は、こうした教育の議論はいろいろな人を入れてやらねばいけないものを、トップがお役人では上手く行かない気がします。新たな組織を作るというのは、いろいろな人が入ってこれる要素はありますが、まったく誰もやったことがない中で、新しい組織を立ち上げてやっていくことは、現実的には厳しいのではないかと。そう考えると、当面は部会という形で作って行って、内容が濃くなってから別途の組織として独立させていく形が一番いいのではないかと、私は思います。

○松苗弘幸会長 [他の意見等確認] 吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 ありがたい姿が先にあり、その姿を実現するのに委員を選ぶべきではないかと思うのですが、最初から協議会の形だけを投げられているので、答えが難しい。コープみらいでは、消費者庁のプログラムを見ながら自分たちでは何ができるかを考えながら実践してきました。子育て層や小学生を対象にした買い物を通じた取組みや、金融関係者を講師にして高齢者向けの講座を実施したりしています。例えば、幼児期を対象に計画を作ったとしても、幼稚園・保育園で本当にそれができるのでしょうか。各世代で実行性のある事業を進めていくには、核になる団体等があると思われ、協議会を組織して計画を作れば、消費者教育が推進できるものなのかイメージができません。ありがたい姿や計画を作るのであれば、この審議会でもいいのですが、実行していくという段階では、現実には動かしていくメンバーがいないと動かないのではないかと思います。

○松苗弘幸会長 ご意見として承ってよろしいでしょうか。

○吉川委員 はい。

○松苗弘幸会長 [他の意見等確認] 石田委員、どうぞ。

○石田委員 事業者といった場合、現行の審議会の事業者代表は教育に直接関わる事業者とは違うのではないかと思われ、通信事業者等、消費者被害に関わる事業者を入れた方がいいのではないのでしょうか。この審議会の役割も別と思われましたので、新たな組織を立ち上げた方がいいのではないかと思います。

○松苗弘幸会長 [他の意見等確認] 廣田委員、どうぞ。

○廣田委員 初期段階では、審議会の部会という形が望ましいのではないかと考えています。しかし現在のメンバーでは教育関係の層が薄いので、学校教育に関係する方などを追加する必要があると思います。昨年小学校にゲストティーチャーで行きましたが、学校の先生に消費者教育の受

け止めがあまりなく、消費者教育の進め方も手探り状態でした。これを踏まえて審議会ベースでいいのですが、プラスアルファできるのかどうか考えていただきたいと思います。

○松苗弘幸会長 審議会ベースが、早い段階で動き出して検討を深めていくにはいいのではという意見がでています。他方で、共通の意見として、審議会メンバーだけでは実効性のある議論ができないのではないかと、全体で入るのかヒアリング等になるのかは別にして、教育関係者や事業者等に関わってもらうことが必要ではないかと、最終的には独立していくことも含めてご意見いただきました。

〔他の意見等確認〕（滝澤）委員、どうぞ。

○滝澤委員 基本計画の中で協議会設置を謳っていることは大きな対応と思えました。資料を見て、消費者教育は多分野に渡る点を再認識しました。この協議会が長期的に継続して、推進計画の作成・変更・意見に関わるものなののでしょうか。また地域に展開していく中で、構成員が増えていくことが考えられるのか。

○松苗弘幸会長 事務局、どうぞ。

○消費生活総合センター所長 協議会は計画策定だけでなく、状況確認等を行ってきますので、継続するものと考えています。さいたま市全体での消費者教育調査の状況は資料のとおりですが、詳細については把握しきれていない部分もあり、今後具体的に消費者教育を推進していく上で、各分野の専門の方から意見を聞く必要性などから構成員が増えることもあるかと思えます。

○松苗弘幸会長 消費者教育における地域協議会と消費者安全法における地域協議会があって、まずは消費者教育の分野になりますが、内の問題ではなく最終的には広く視点を持っていかなければいけない問題だと思います。そのためには、条例の問題も含めて、どれだけ関係者を広く関わらせていけるのが今後の課題だと思います。それを踏まえてとりまとめをしていきます。また、こちらの言っていることが単なる意見で終わらずに、実施されなければ強く主張していく必要があると思えます。今回は答申ではないですが、答申と同等の強いとりまとめだと考えています。そのような流れでよろしいでしょうか。多少問題点はありますが、協議会は審議会ベースで考える。部会にするか審議会本体にするかは、規則・条例の関係もあるので、どれだけ他のメンバーを増やせるかどうかをまず検討する。メンバーは実効性のあるメンバーであることが必要であり、条例の改正等を含めて組織づくりを考える。その上で今後の発展を含めた独立や権限も含めた議論をしていただく。いままでの意見を踏まえて、以上のように取りまとめさせていただきたいと思えます。

○各委員 〔了承〕

○松苗弘幸会長 この問題は、組織を議論しただけであって、中身についてはこれからです。中身

についてより良い議論が出来なければ、箱を作っても意味がありませんので、その点についてはみなさまのご協力もいただきながら進めていきます。事務局には、他部署への強いプッシュと関係者を関与させていくことをお願いします。

それでは、議題1については以上とさせていただきます。

議題2の「その他」となっていますが、事務局の方でいかがでしょうか。

○消費生活総合センター所長 [挙手] はい。

○松苗弘幸会長 どうぞ。

○消費生活総合センター所長 2つの点について報告したい。

消費者安全法改正に伴う消費者安全確保地域協議会の設置等について
平成25年度消費生活相談状況の追加報告（高齢者の詳細）について

○松苗弘幸会長 それでは、消費者安全確保地域協議会の設置及び平成25年度相談状況の追加報告について事務局からお願いします。

○消費生活総合センター所長 消費者安全確保地域協議会の設置等について、さいたま市の現状を報告。

①現在のさいたま市における消費生活センター、高齢福祉課、地域包括支援センターとの連携の状況について説明

*区連絡会議（地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、NPO法人、医療機関等で構成、各区の高齢介護課で年2～3回開催）

*地域支援会議（民生児童委員、弁護士、社会福祉協議会等で構成。市内26の地域包括支援センターが主催し、年4～5回程度開催）※会議内容に応じて消費生活総合センターが参加することあり

*消費者行政庁内連絡会議（高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課他、庁内各部署で構成。庁内の消費者行政に関わる部署が参加、年2回程度開催）

*高齢者地域ケア・ネットワーク構築中です。平成25年度末時点で市内47地区のうち、第1段階の関係者による会議実施が10地区、第2段階の見守り実施が20地区になります。

*研修会（相談事例研究会）

連携の一環として消費生活総合センターが研修会を実施、今年度は2月実施予定

②高齢者等の見守りネットワークについて説明

高齢者地域ケア・ネットワークを構築途中。平成26年3月末時点で全47地区のうち、見守り実施20地区、関係者による会議実施10地区となっています。

③見守りネットワークの活動目的（高齢者等の身体的保護、消費者被害救済など）

高齢者等社会的弱者が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、見守り協力員や民生委員、各団体が連携して実際の見守りや支え合い、虐待防止のための早期発見通報の活動を実施することを目的としたものです。この中には消費者被害救済も含まれていると考えています。

④ ネットワークの構成メンバー、及び、ネットワークからの成果について説明

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、自治会、ボランティア、NPO 法人、医療関係等で構成。成果については実績としてのデータを取っていないため、公表できるものではありません。

⑤ ネットワーク内において、埼玉県で育成されたサポーターの関わりについて

現段階で県のサポーター制度は利用していません。

⑥ その他、サポーターの活用状況（さいたま市との交流、情報交換、寸劇等の啓発活動以外の役割）、及び、成果（具体的に被害救済や情報提供につながった例など）

現段階で県のサポーター制度は利用していません。

つづいて、平成 25 年度消費生活相談状況について補足報告（高齢者相談）

① 高齢者の相談件数について

70 歳以上の高齢者の相談に関して、相談件数の推移と相談全体に占める割合を示したものが【図 1】になります。平成 25 年度の相談件数は、1,852 件となり前年度より 22.0%（335 件）増加しました。高齢者の相談が相談全体に占める割合を見ると、平成 25 年度は前年度から 1.8 ポイント増加（19.8%）して全体の 2 割近くになっています。

② 相談件数の人口比較の推移

高齢者の相談件数と人口の推移を比較して示したものが【表 2】になります。70 歳以上の高齢者の相談は、概ね人口増加率を上回るペースで増加しています。人口 1 万人当たりの相談件数で見ると、全体では平成 24 年度まで減少傾向であったものが、平成 25 年度相談件数の増加に伴い、平成 21 年度の水準まで増加しています。一方 70 歳以上の高齢者は、平成 24 年度までも減少せず同一水準で高止まりしていて、平成 25 年度に急激に増加に転じています。

③ 相談者の内訳

相談者が契約当事者本人である場合と、本人以外である場合の割合を、年代別に示したものが【図 2】になります。家族や第三者からの相談は、全体では 16.6%、80 歳代以上では 36.6%と急激に増加しています。60 歳代ぐらまでは 10%に満たないのですが、70 歳代、80 歳代で第三者からの割合が押し上げられています。

④ 処理結果

年代別で処理結果の割合を示したものが【図 3】になります。

いずれも「助言」の占める割合が最も大きいのですが、「あっせん」を行った割合については、70 歳代、80 歳以上と高齢になるほどあっせんの率が高くなっていることがわかります。

⑤ 販売購入形態

販売購入形態別の割合を示したものが【図 4】になります。全体で 27.2%というのが「店舗購入」ですが、高齢になるほど少なくなっています。

全体で「訪問販売」は 7.9%、「電話勧誘販売」は 8.0%ですが、70 歳代では 11.7%、19.7%、80

歳以上では 17.8%、28.4%とクーリングオフの対象となる販売方法の相談が増えています。

○松苗弘幸会長 ご質問等ありますか

○廣田美子委員 1の高齢者の見守りに関する質問と要望

①地域包括支援センターへ認知症ケアパスについての問い合わせがいつているかと思いますが、現在さいたま市では見守りの拠点としての登録が 290 件ぐらいと資料から思っているのですが、他の団体等へ呼びかけしてそこに追加していくような動きがあるのかどうか。

②所沢市の「ところ見守りネット」では自治体だけでなくいろいろな事業者にまで見守りのネットワークが広がっているのですが、今後さいたま市でも構築していくのかどうか。

③埼玉県で、名前は失念しましたが、高齢者介護予防…のサポーター養成講座を各市町村へ下したのですが、さいたま市では一昨年西区内の自治会で 2 回開催されただけで、それ以降一切開催がなく、高齢介護課へ確認したところ、市では実施の予定はないとの回答があり、それでは市としてどのような取り組みがあるか尋ねたところ、過去に事業者を対象に見守りに参加していただくように働きかけ、当時 2,000 事業所ぐらい協力事業者がいたのが、現在は 1,000 事業者ほどになり、年間 3 回ほどさいたま市からメール配信が所長のところにあるぐらいで活動はほとんどなく形骸化している。これを再構築する予定であり、埼玉県からの話に参加する予定はないとのことでした。それでは、見守りとしては少々弱いと思います。できれば、今の消費者被害の状況も含めて、高齢者もこれからすくく増えてくるので、できればさいたま市も独自でも県や他の市町村で実施しているものも含めて、進めていただきたい。

④地域の人が行けば他の人と会ってお話できる、安心できるところが、歩いて行ける距離にあると引籠りの予防、様々な声掛けもできると思いますので、居場所づくりをお願いしたい。

○松苗弘幸会長 1 点目、2 点目は質問、3 点目、4 点目はご要望でしたが、高齢福祉課との連携も含め、事務局側でございますか。

○消費生活総合センター所長 庁内連絡会議を 2 回実施、消費者問題の啓発も含めて、民生委員・児童委員さんや地域包括支援センターへ向けて、出前講座を多数実施、見守りの方策や消費者被害の現状についてお話するとともに、福祉課を通じて民生委員の会議にて、高齢者の見守りについてお願いをしているところです。さいたま市内で見守りをしてくださっている方へのお願い、周知はようやく進みはじめたところですが、まだまだ、連携までは進んでいないのが現状です。今頂戴したご要望などは、庁内連絡会議等を通じて、関係所管へ申し合わせていきたいと思っております。

○松苗弘幸会長 [委員へ意見・要望の有無を確認]

○各委員 [意見等無し]

○松苗弘幸会長　〔議事を終了し、司会を事務局に返す。〕

○消費生活係長　ありがとうございました。

〔議事録への署名の件について手順等確認〕

〔次回の審議会については日程確定後通知する旨連絡〕

〔5期第2回さいたま市消費生活審議会を閉会〕

散会（午前11時23分）